

# 監査報告書

令和6年5月23日


学校法人北都健勝学園

理事会 御中

評議員会 御中

学校法人北都健勝学園

監事 小野敏子 

監事 奥戸由喜夫 

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人北都健勝学園寄附行為第20条の規定に従い、学校法人北都健勝学園の令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った結果、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められず、いずれも適正に行われていることが認められました。

また、令和5年度は事務職員の退職により、大規模な組織編成を余儀なくされました。このような状況下において、少人数でも業務に支障を来すことのないよう、各自コミュニケーション、情報共有を行いつつ、業務に臨んでいます。同時に、過重労働にならないよう、職場環境をより良いものにしていくための施策を検討し、本学の発展に末永く貢献し得る人材の育成に務める必要があります。前述の検討事項に対し、明確な方針を定め、学園全体で取り組むことが、全体の資質向上、発展に最も重要であると考えます。

以上、監事として監査報告をいたします。